

きれいな **水** 環境のために できること

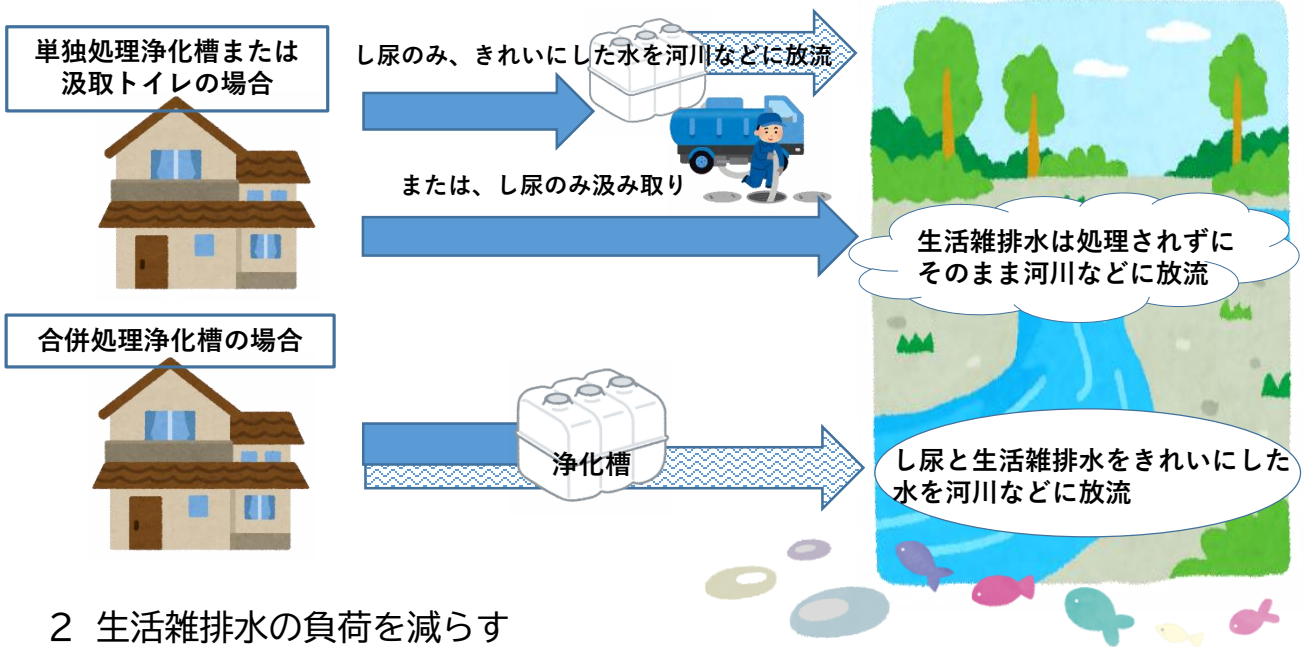
1 合併浄化槽を設置する

家庭から出る排水は、主にトイレからの排水である「し尿」と台所や風呂などの排水である「生活雑排水」の2種類があります。

この2種類の両方とも処理することができる浄化槽のことを「合併処理浄化槽」といいます。

大分県及び由布市では、清潔で快適な生活と豊かな水環境のために工事費用の補助により合併浄化槽の設置を推進しています。

自宅で単独浄化槽や汲み取り便槽をご使用の方は、合併処理浄化槽への設置替えを考えてみませんか。



2 生活雑排水の負荷を減らす

浄化槽の処理能力には限界があり、水を汚さないための工夫で生活雑排水の負荷を減らすことも大切です。特に、台所からの排水には有機物(食品の食べ残しなど)が多く含まれており、この有機物をエサにしている水中の微生物の活動が活発になることにより水質汚濁につながってしまいます。

- 💡 水を汚さないための工夫
 - ・調理くずや食べ残しは水切りネットなどで回収して流さないようにする
 - ・食器や鍋のひどい汚れや油はキッチンペーパーなどで拭きとってから洗う
 - ・味噌汁などは残して捨てることのない量をつくるようにする など



ひとりひとりが「使いきり」「食べきり」「水きり」を心がける3きり運動は、生活雑排水の負荷を減らすだけでなく、ごみの減量化や食品ロスの削減にもつながります。

由布市では、電気式もしくは非電気式生ごみ処理機の購入費用の補助により生ごみの減量化を推進しています。

このチラシの内容や補助制度についてのお問い合わせは

由布市 環境課 TEL 097-582-1310

令和8年度 浄化槽設置整備事業補助金の概要

【補助限度額】

人槽	新築	汲取り・単独からの転換
5	110,000円	532,000円
7	138,000円	614,000円
10~50	182,000円	748,000円

汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合は、下記費用を限度に追加補助します

汲み取り便槽の撤去工事費	90,000円
単独処理浄化槽の撤去工事費	120,000円
宅内配管工事費	300,000円

【補助対象者】

○個人住宅において、新築物件に合併処理浄化槽を設置、または汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えをする方

○浄化槽設置予定住所に住民票がある方、または浄化槽設置後1年以内に浄化槽を設置した住所へ住民票を異動することができる方

○公共下水道や農業集落排水の対象地域外に設置する方

○令和9年2月末までに浄化槽設置工事を完了し、実績報告書の提出ができる方

○店舗等併用住宅の場合は、居住部分が全延べ床面積の2分の1以上である住宅に居住している方

※アパート、マンションについては、補助金交付対象外となります。

※賃貸・販売目的、別荘の場合は補助金対象外となります。

(「空き家バンク」制度の利用を申し込んだ人が、同制度に登録された住宅を借り受け、住宅所有者の了解を得て合併処理浄化槽を設置する場合を除きます。)

※事前着工を行なった場合も、補助金の対象外となります。

【お知らせ】

新築に対する補助は令和8年度で終了となります。

令和8年度 生ごみ処理機購入助成金の概要

【助成額】

本体購入価格(消費税含む)の3分の2(100円未満の端数は切り捨て)

上限額 電気式生ごみ処理機 40,000円まで

非電気式生ごみ処理機 15,000円まで

【対象世帯】

市内に居住しており、過去に助成金の交付を受けた方が同一世帯にいない方

【対象機器】

乾燥、発酵、分解等の方法により生ごみを減量または堆肥化させる機器であり、申請者が居住する家庭に設置するもの

ただし、下記に該当するものは助成対象外

×中古品及び転売品

×業務用として使用する機器

×ディスポージャー方式の機器

生ごみ処理機
"お試しレンタル"も
行っております!

【購入先】

市内外問わず家電量販店等の店舗、およびオンラインショップやECサイト等

このチラシの内容や補助制度についてのお問い合わせは

由布市 環境課 TEL 097-582-1310